

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 8	〔略〕				1 ～ 8	〔略〕			
9	住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	1) 住民票の写しの交付手数料 2) 住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円。ただし、多機能端末機（区の電子計算組織と通信回線で接続された区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合は、1通につき200円とする。 1件につき300円	交付のとき。	9	〔同左〕	1)〔同左〕 2)〔同左〕	1通につき300円 〔同左〕	〔同左〕
10 ～ 12	〔略〕				10 ～ 12	〔略〕			
13	墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）第9条の規定に基づく印鑑登録証の交付又は同条例第18条若しくは第20条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1) 印鑑登録証交付手数料 2) 印鑑登録証明書交付手数料	1件につき50円 1件につき300円。ただし、多機能端末機による交付の場合は、1件につき200円とする。	交付のとき。	13	墨田区印鑑条例（昭和50年墨田区条例第32号）第9条の規定に基づく印鑑登録証の交付及び同条例第18条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1)〔同左〕 2)〔同左〕	〔同左〕 1件につき300円	〔同左〕
14	〔略〕				14	〔略〕			
15	地方税に係る事務に関する証明書の交付	1) 特別区民税・都民	1件につき300円	交付のとき。	15	地方税法（昭和25年法律第226号）	1)〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

	税納税 証明書 交付手 数料		
	(2) 特別 区民税 ・都民 税課税 証明書 交付手 数料	1件につき30 0円。ただし、 多機能端末機に よる交付の場合 は、1件につき 200円とす る。	
	(3) 特別 区民税 ・都民 税非課 税証明 書交付 手数料	1件につき30 0円。ただし、 多機能端末機に よる交付の場合 は、1件につき 200円とす る。	
	(4) 軽自 動車税 納税証 明書交 付手 数料	1件につき 3 00円	

16
~
20 [略]

21	行政不服審査 法(平成26 年法律第68 号)第38条 第1項(同法 第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用される場合 を含む。)の 規定に基づく 書面若しくは 書類の写し又 は電磁的記録 に記録された 事項を記載し た書面の交付	行政不服 審査に係 る提出書 類等の写 し等交付 手数料	用紙1枚につき、 次に掲げる額。 ただし、両面に 出力された用紙 については、片 面を1枚として 算定した額とす る。 (1) 白黒 10 円 (2) カラー 2 0円	交付の とき。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

22	行政不服審査 法第81条第 3項の規定に おいて準用す る同法第78 条第1項の規 定に基づく主 張書面若しく は資料の写し	行政不服 審査に係 る主張書 面又は資 料の写し 等交付手 数料	用紙1枚につき、 次に掲げる額。 ただし、両面に 出力された用紙 については、片 面を1枚として 算定した額とす る。 (1) 白黒 10	交付の とき。
----	----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------

	第20条の1 0の規定に基 づく地方団体 の徴収金に関 する証明書 の交付		
	(2) [同左]	1件につき 3 00円	
	(3) [同左]	1件につき 3 00円	
	(4) [同左]	[同左]	

16
~
20 [略]

[新設]

[新設]

	又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付		円 (2) カラー 2 0円	
23	区又は行政委員会が受理した文書に関する証明書の交付(別に定めのあるものを除く。24の項から27の項までにおいて同じ。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
24 ・ 25	〔略〕			
26	区又は行政委員会が保管し、又は保存する公簿等の記載事項証明書又は25の項の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書の交付	〔略〕	〔略〕	〔略〕
27	〔略〕			

備考

- 1・2 〔略〕
- 3 この表に掲げるもののうち、郵便その他の法令で定める方法(以下「郵便等」という。)による謄本、抄本、証明書その他の書類の送付が認められる場合において、郵便等による送付を求めようとする者は、同表の規定にかかわらず、申請の際、手数料に郵便等に係る料金を添えて納入しなければならない。
- 4 この表の21の項及び22の項に規定する手数料については、第5条第2号及び第3号の規定は適用しない。
- 2 〔略〕
- 3 建築・都市計画・土木関係
〔別紙のとおり〕

	区又は行政委員会が受理した文書に関する証明書の交付(別に定めのあるものを除く。22の項から25の項までにおいて同じ。)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
21	〔略〕			
22 ・ 23	〔略〕			
24	区又は行政委員会が保管し、又は保存する公簿等の記載事項証明書又は23の項の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書の交付	〔略〕	〔略〕	〔略〕
25	〔略〕			

備考

- 1・2 〔略〕
- 3 この表に掲げるもののうち、郵便その他の法令で定める方法(以下「郵便等」という。)による謄本、抄本、証明書その他の書類の送付が認められる場合において、郵便等による送付を求めようとする者は、この表の規定にかかわらず、申請の際、手数料に郵便等に係る料金を添えて納入しなければならない。
- 〔新設〕
- 2 〔略〕
- 3 建築・都市計画・土木関係
〔別紙のとおり〕

付 則

この条例中別表 1 区民関係の部の改正規定（同部 9 の項、13 の項及び 15 の項の改正規定を除く。）及び同表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同表 1 区民関係の部の改正規定（同部 9 の項、13 の項及び 15 の項の改正規定に限る。）は墨田区規則で定める日から施行する。